

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは曜日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 牛の結核病検査等の実施

告 示

鳥取県告示第四百五十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査、流行性感冒予防注射、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ピロプラズマ病、肝てつ症及び流行性感冒予防のため

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる実畜の種類及び範囲 結核病及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している牛、雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、流行性感冒予防注射、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査
種鶏及びこれと同一構内で飼育される鶏
四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、投薬及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
 プルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法
 ひな白痢検査……急速凝集反応
 ビロプラズマ病検査 血液塗抹検査

肝てつ検査……虫卵検査及び皮内反応
 流行性感胃予防注射……流行性感胃予防液(家衛試毒) 皮下注射
 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与
 だに駆除……BHC撒布

別表 結核病、プルセラ病、肝てつ検査及び肝てつ駆除

第一実施期	第二実施期	実施区域	実施場所
九月九日	九月十二日	倉吉市	家畜保健所、西郷検診場
"	"	"	福庭、清谷、新田
"	"	北条町	新田
"	"	"	米里、弓原
十一月十一日	十一月十四日	東伯町	中津原、三本杉
"	"	"	別宮、法万
十一月十六日	十一月十九日	東伯町	矢下、八反田
"	"	"	生竹、上古川、広瀬
十一月十七日	十一月二十日	"	下光好
十一月十八日	十一月二十一日	"	小鴨
十一月二十日	十一月二十三日	倉吉市	
十一月二十三日	十一月二十六日	倉吉市	

別表 結核病、プルセラ病、ビロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
九月九日	日南町	折渡、粟谷、宝谷、印賀検診場
"	"	立岩、無坂、原、市場
"	"	上石見、谷川、宗金、野田
"	"	大原、下花口、上花口、東の原
"	"	新山、新屋、多里
"	"	荻原、荻山
"	"	高陽園、茶屋、熊谷
"	"	小濁、福万来、佐々木谷
"	"	下阿毘縁、上阿毘縁
"	"	大菅、戸波、大原
"	"	上阪、豊栄、井原
"	"	美好
"	"	福永、山田
"	"	公文
"	"	三保
"	"	下種、亀谷

別表	結核病及びブルセラ病検査	実施区域	実施場所
二十一日	"	"	中津合、本山
二十三日	"	"	白谷、神戸、福塚
二十五日	"	"	中野、神福
二十六日	"	"	河上、宮内、矢戸
二十七日	"	"	三栄、丸山
二十八日	"	"	上阪、豊栄
三十日	"	"	元庄屋、上花口

第一施期	第二日	実施区域	実施場所
九月十日	九月十三日	名和町	上坪、下坪検査場
"	"	中山町	長野
"	"	"	庄田
"	"	大山町、淀江町	一の谷、本宮
"	"	"	平、坊領
"	"	"	林峯
"	"	"	畑
"	"	"	中楨(美野留)、下楨原

別表	牛の流行性感胃予防注射	実施区域	実施場所
二十四日	"	"	所子
二十五日	"	"	新渡道
二十七日	"	"	所子
二十八日	"	"	稻吉、富繁
十月七日	"	"	淀江、上淀
十月十日	"	"	大和
十月十一日	"	"	下中山
十月十二日	"	"	用瀬町

九月四日	船岡町	大伊検査場	船岡町	別府
"	郡家町	大御門	郡家町	船岡
"	智頭町	山形	"	郡家
"	若桜町	若桜	"	上私都
"	船岡町	大伊	"	下私都
"	郡家町	国中	"	智頭
"	智頭町	山郷	"	若桜
"	若桜町	山郷	"	散岐
"	河原町	河原	"	隼
"	"	"	"	那岐
五日	"	"	"	"
六日	"	"	"	"
七日	"	"	"	"

別表	ひな白痢検査	実施区域	実施場所	各種鶏場巡回	九日	河原町	国英
九日	郡家町	中私都	〃	〃	十日	河原町	士師
〃	河原町	西郷	〃	〃	十一日	河原町	〃
〃	八東町	八上	〃	〃	十二日	河原町	〃
〃	〃	丹比	〃	〃	十三日	〃	〃
〃	〃	安倍	〃	〃	十四日	〃	〃
〃	〃	大村	〃	〃	十五日	〃	〃
〃	〃	池田	〃	〃	十六日	〃	〃
〃	〃	富沢	〃	〃	十七日	〃	〃
〃	〃	社	〃	〃	十八日	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	十九日	郡家町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十日	船岡町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十一日	河原町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十二日	船岡町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十三日	八東町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十四日	船岡町	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二十五日	智頭町	〃

〃	二十六日	用瀬町	〃
〃	〃	河原町	〃
〃	二十七日	〃	〃
〃	〃	郡家町	〃
〃	二十八日	〃	〃
〃	〃	智頭町	〃
〃	二十九日	船岡町	〃
〃	〃	八東町	〃
〃	〃	船岡町	〃
〃	三十日	河原町	〃

鳥取県告示第四百五十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し

て検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ検査、肝てつ

駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

結核病検査、ブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前

一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

ビロプラズマ病検査……血液塗抹検査
 だに駆除……BHC散布
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
 プルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法
 肝てつ検査……虫卵検査及び皮内反応
 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びプルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
九月十六日	九月十九日	青谷町 勝部家畜検査場
十七日	二十日	青谷、中郷
十八日	二十一日	日置
二十日	二十三日	日置谷
二十三日	二十六日	鹿野町 小鷲河
二十五日	二十八日	鹿野
二十七日	三十日	勝谷
十月一日	十月四日	気高町 逢坂

〃 二日 〃 五日 〃 浜村、瑞穂
 〃 四日 〃 七日 〃 宝木

別表 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
九月十三日	気高郡気高町	瑞穂家畜検査場
十六日	〃	宝木
十七日	鹿野町	鹿野
十八日	〃	〃
二十五日	〃	小鷲河
二十六日	気高町	逢坂
二十七日	〃	〃
三十日	鹿野町	勝谷
十月一日	気高町	浜村

別表 ビロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
九月五日	気高郡青谷町	中郷家畜検査場
〃 六日	〃	〃

〃 七日	〃	勝部
〃 十六日	鹿野町	小鷲河
〃 十七日	〃	〃
〃 十八日	〃	〃
〃 十九日	〃	鹿野
〃 二十日	〃	〃
〃 二十八日	〃	〃
〃 十日	溝口町	三部、福島、福吉
〃 十四日	日野町江府町	井ノ原、印賀原、荒神原
〃 十九日	溝口町	焼杉、上ノ名、藤屋、二部
〃 二十日	江府町	御机、美用
〃 二十一日	〃	下蚊屋、助沢
〃 二十五日	〃	栗尾、小原、杉谷
〃 二十六日	日野町	野田、野津、安原、下榎
〃 二十七日	〃	板井原、金持、高尾、倉谷
〃 二十八日	〃	間地、横路、船地、大町、下町